

平成27年 臨時第2回

新得町議会会議録

開 会 平成27年 5 月 8 日

閉 会 平成27年 5 月 8 日

新 得 町 議 会

第 2 回臨時町議会会議録目次

第 1 日 (2 7 . 5 . 8)

○開会の宣告	5
○開議の宣告	6
○日程第 1 仮議席の指定	6
○日程第 2 会議録署名議員の指名	6
○日程第 3 選挙第 1 号 議長選挙	6
○議事日程の追加	8
○諸般の報告 (第 1 号)	8
○日程第 1 会期の決定	8
○日程第 2 選挙第 2 号 副議長選挙	9
○日程第 3 指定第 1 号 議席の指定	10
○行政報告	10
○日程第 4 選任第 1 号 常任委員の選任	11
○議長の常任委員辞任について	12
○諸般の報告 (第 2 号)	13
○日程第 5 選任第 2 号 議会運営委員の選任	13
○諸般の報告 (第 3 号)	14
○日程第 6 選挙第 3 号 西十勝消防組合議会議員選挙	14
○日程第 7 選挙第 4 号 十勝圏複合事務組合議会議員選挙	15
○日程第 8 選挙第 5 号 十勝環境複合事務組合議会議員選挙	15

○日程第 9	選挙第 6 号	とまち広域消防事務組合議会議員選挙	……………	1 6
○日程第 1 0	報告第 2 号	専決処分の承認について	……………	1 7
○日程第 1 1	報告第 3 号	専決処分の承認について	……………	1 8
○日程第 1 2	報告第 4 号	専決処分の報告について	……………	2 0
○日程第 1 3	議案第 3 2 号	監査委員（議会選出）の選任同意について	……………	2 0
○日程第 1 4	議案第 3 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について…		2 2
○日程第 1 5	議案第 3 4 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	……………	2 4
○閉会の宣告			……………	2 6

平成27年第2回新得町議会臨時会

平成27年5月8日（金曜日）午前10時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		仮議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3	選挙第 1 号	議長選挙
追加日程		諸般の報告（第1号）
1		会期の決定
2	選挙第 2 号	副議長選挙
3	指定第 1 号	議席の指定
		行政報告
4	選任第 1 号	常任委員の選任
		諸般の報告（第2号）
5	選任第 2 号	議会運営委員の選任
		諸般の報告（第3号）
6	選挙第 3 号	西十勝消防組合議会議員選挙
7	選挙第 4 号	十勝圏複合事務組合議会議員選挙
8	選挙第 5 号	十勝環境複合事務組合議会議員選挙
9	選挙第 6 号	とちろ広域消防事務組合議会議員選挙
10	報告第 2 号	専決処分の承認について

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 1	報 告 第 3 号	専決処分の承認について
1 2	報 告 第 4 号	専決処分の報告について
1 3	議 案 第 3 2 号	監査委員（議会選出）の選任同意について
1 4	議 案 第 3 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
1 5	議 案 第 3 4 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○会議に付した事件

	仮議席の指定
	会議録署名議員の指名
選挙第 1 号 (追加日程)	議長選挙
	諸般の報告（第1号）
	会期の決定
選挙第 2 号	副議長選挙
指定第 1 号	議席の指定
	行政報告
選任第 1 号	常任委員の選任
	諸般の報告（第2号）
選任第 2 号	議会運営委員の選任
	諸般の報告（第3号）
選挙第 3 号	西十勝消防組合議会議員選挙
選挙第 4 号	十勝圏複合事務組合議会議員選挙
選挙第 5 号	十勝環境複合事務組合議会議員選挙
選挙第 6 号	とかち広域消防事務組合議会議員選挙
報告第 2 号	専決処分の承認について
報告第 3 号	専決処分の承認について
報告第 4 号	専決処分の報告について
議案第 3 2 号	監査委員（議会選出）の選任同意について
議案第 3 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第 3 4 号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（12人）

1 番	長 野	章	議員	2 番	村 田	博	議員
3 番	湯 浅 佳	春	議員	4 番	佐 藤 幹	也	議員
5 番	貴 戸 愛	三	議員	6 番	若 杉 政	敏	議員
7 番	湯 浅 真	希	議員	8 番	廣 山 輝	男	議員
9 番	柴 田 信	昭	議員	10 番	吉 川 幸	一	議員
11 番	高 橋 浩	一	議員	12 番	菊 地 康	雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜 田 正 利
教育委員会委員長	長	浦 山 兼 一
監 査 委 員	員	吉 岡 正

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	田 中 透 嗣
総 務 課 長	武 田 芳 秋
地 域 戦 略 室 長	佐 藤 博 行
町 民 課 長	渡 辺 裕 之
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一
施 設 課 長	鈴 木 隆 義
産 業 課 長	鈴 木 義 夫
児 童 保 育 課 長	鈴 木 貞 行
町 民 課 長 補 佐	若 原 俊 隆
屈 足 支 所 長	金 田 将
出 納 室 長	木 村 秀 光
庶 務 係 長	小 林 健 利
財 政 係 長	桑 野 恒 雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	齊 藤 仁
学 校 教 育 課 長	石 塚 将 照
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 初 山 一 也

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 西 山 喜 代 司
書 記 菊 地 克 浩

◎西山喜代司議会事務局長 本日の臨時町議会は、一般選挙後、初めての議会であり
ます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で、年長
の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中廣山輝男議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

廣山輝男議員、議長席にご着席ください。

[廣山輝男議員、議長席に移動]

◎廣山輝男臨時議長 ただいま紹介されました、廣山輝男でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を
行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

出席者の紹介をいたします。

田中副町長からそれぞれ自己紹介をお願いします。庶務係長まで終わりましたら、支
所長から順次自己紹介をお願いします。

[自己紹介]

◎廣山輝男臨時議長 以上で、出席者の紹介を終了いたします。

◎開 会 の 宣 告

◎廣山輝男臨時議長 ただいまの出席議員は、12名であります。

ただいまより、平成27年臨時第2回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時03分)

◎廣山輝男臨時議長 浜田町長より、発言を求められておりますので、これを許します。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 改選後の初議会開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、厳しい選挙戦を勝ち抜き、当選の栄に浴されましたこと、心より敬意を表する
とともに喜びを申し上げます。

とりわけ今回は、新人6名が立候補され、うち5名が当選される結果となり、なにが
しかの新しい風を期待された町民の意思の表れと感じるところであります。

一方、ベテラン議員におかれましても、日頃からの活動が評価されたこと、また、こ
れからのさらなるご活躍を期待された結果と考えているところであります。この後は、
町民のかたがたの一層の負託に応えるためにも、各議員のさらなるご活躍をご期待申し
上げます。

現在、いろいろな意味で町民の生活に直接関係してくる国政レベルの課題も多くあり、
また同時に、本町独自の課題対応など、難しい判断が求められていることを予想してお
ります。

私ども行政側も、自治体存亡の危機感を持ちながら、先人の築いてこられた、ふるさ
と新得をこれからも少しでも住みよい町にするため、全力で任にあたる所存であります。

そのためにも、議員各位、また町民の皆さんと議論を一層深めながら、誤りのない行
政執行に最善を尽くしていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、町政万般にわたりまして、今まで以上のご支援、ご協力

を切にお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。これからもどうぞよろしく
お願いいたします。

[浜田正利町長 降壇]

◎開 議 の 宣 告

◎**廣山輝男臨時議長** これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定

◎**廣山輝男臨時議長** 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

◎**廣山輝男臨時議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、1番、湯浅真希議
員、2番、高橋浩一議員を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号 議長選挙

◎**廣山輝男臨時議長** 日程第3、選挙第1号、議長選挙を行います。
選挙の方法は、投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎**廣山輝男臨時議長** ただいまの出席議員数は、12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、3番、佐藤幹也議員、4番、若杉政敏議員、5
番、貴戸愛三議員の3名を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎**廣山輝男臨時議長** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男臨時議長** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎**廣山輝男臨時議長** 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎**廣山輝男臨時議長** 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**廣山輝男臨時議長** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

3番、佐藤幹也議員、4番、若杉政敏議員、5番、貴戸愛三議員、開票の立ち会いを願います。

[開票]

◎**廣山輝男臨時議長** 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、

これは、さきほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 12 票、

無効投票 0 票でございます。

有効投票中

菊地康雄議員 10 票、

廣山輝男議員 2 票、

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、3票であります。

したがって、議長に菊地康雄議員が当選されました。

ただいま、議長に当選されました菊地康雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎**廣山輝男臨時議長** 議長に当選されました菊地康雄議員から発言を求められておりますので、これを許します。

[菊地康雄議長 登壇]

◎**菊地康雄議長** ただいまご指名を受けました菊地康雄でございます。第28期の新得町議会の議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

前期に続いて、議長の重責を任せいただき、身に余る光栄であると同時に、身が引き締まる思いでございます。課題山積の新得町にあつては、限られた予算の中で政策立案において、理事者とどう方向性を一致させ、政策遂行において足並みをそろえていくことが町民の福祉の向上につながり地域の発展策になるか、議会の役割はこのことに尽きると思っております。

前期においては、議事中断に対する町民の批判や議案取り下げ等の事案もあつたように、議案の説明不足の感が免れず、町理事者との間にもっと積極的に議案の事前調整すべきであつた点があつたと反省をするところでもございます。

議会全般の運営では、一時的な立場の違いを越えて、スムーズに行われたと自負しており、近隣町に比べ、マスコミにやゆされがちな穏やかな議会は、議員間の意思疎通が十分に行われている新得町議会の持ち味として残しつつ、課題をしっかりと議論し合う議会にしたいと思っております。

さて、議会構成も大幅に入れ替わり、特に新人5人の得票率が49パーセントを占めるなど、新しい風に対する町民の期待を強く感じた選挙の結果でありました。

遅ればせながら、本日からネット中継も開始されております。町民の皆様が新しい議会をより身近に感じていただけることを大いに期待するところでございます。

前期の課題として残っている狩勝高原や駅前再整備では、その方向性を見定めること、そして、観光協会独立に合わせた観光の拠点づくり、商店街維持の抜本的な対策、結婚、子育て支援の拡大、テレワークの充実など、理事者との意思疎通を十分に取っていくことを今議会の大きな課題と捉えているところでございます。

もとより浅学非才の身ではありますが、新得町がより元気になるように、議長として中立公平の立場を忘れず、議員一人ひとりの意見を尊重しながら、より広い視野に立った議論の場づくりを今まで以上に取り組むことを肝に銘じ、努力をする所存でございます。

議員各位、そして浜田町長をはじめ、役場関係者の皆様のご助言、ご協力を切にお願いいたします、議長就任のごあいさつとさせていただきたいと思っております。今期4年間どうぞよろしくお願いいたします。

[菊地康雄議長 降壇]

◎**廣山輝男臨時議長** これをもって、臨時議長の職務を全部終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。
議長席を菊地議長と交代いたします。

◎**廣山輝男臨時議長** 暫時休憩いたします。

(宣告 10時19分)

◎**菊地康雄議長** 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時20分)

◎議事日程の追加

◎**菊地康雄議長** お諮りいたします。

この際、議事日程第1号の追加を議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました議事日程第1号を追加し、議題とすることに決しました。

◎諸般の報告(第1号)

◎**菊地康雄議長** 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 会 期 の 決 定

◎**菊地康雄議長** 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎**菊地康雄議長** 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

◎日程第2 選挙第2号 副議長選挙

◎菊地康雄議長 これより、日程第2、選挙第2号、副議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は、12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、6番、村田博議員、8番、湯浅佳春議員、9番、長野章議員の3名を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。

6番、村田博議員、8番、湯浅佳春議員、9番、長野章議員、開票の立ち会いを願います。

[開票]

◎菊地康雄議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	12	票、
そのうち有効投票	12	票、
無効投票	0	票でございます。
有効投票中		
高橋浩一議員	10	票、
廣山輝男議員	2	票、

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、3票であります。

よって、副議長に高橋浩一議員が当選されました。

ただいま、副議長に当選されました高橋浩一議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎菊地康雄議長 それでは副議長に当選されました高橋浩一議員から、就任のごあいさつをお願いいたしたいと思っております。

高橋浩一副議長、登壇、あいさつを願います。

[高橋浩一副議長 登壇]

◎高橋浩一副議長 このたび、副議長という大役を仰せつかりました。たいへん身の引き締まる思いであります。

新得の将来を担う世代の代表として、3期目、また議会活動に取り組むことになりました。町民の皆様の負託を受け、これからも議会活動に取り組んでいきたいと思っております。

町民の皆さんに顔が分かるような議会活動を目指し、町長の補佐として、また皆さんの調整役として、これからも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[高橋浩一副議長 降壇]

◎菊地康雄議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時とさせていただきます。
(宣告 10時30分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。
(宣告 13時00分)

◎日程第3 指定第1号 議席の指定

◎菊地康雄議長 日程第3、指定第1号、議席の指定を議題といたします。
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。
議員の氏名とその議席の番号を、職員に朗読させます。

[事務局長朗読]

◎菊地康雄議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

◎行政報告

◎菊地康雄議長 次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 3月4日、定例第1回町議会以降の行政報告をさせていただきます。
3ページ中段よりちょっと下ですけれども、3月30日に電源開発株式会社上士幌電力所伊藤所長ほか来庁され、レイク・インのそばにあります屈足ダムでかねてより建設を進めてまいりました、電源開発では初めての小水力発電所が完成し、4月1日から供用開始を進めていく旨の報告がありました。

本小水力発電所の完成によりまして、本町では7つ目の発電所となりまして、あらためて再生エネルギーの町、新得町をピーアールしていきたいというふうに考えております。

次に4ページであります。4月1日に町職員の辞令交付を行いました。昨年の4月1日より1名増の、正職員111名となったところであります。

なお、臨時職員等149名を合わせ、260名で行政サービス万般を担っていくものであります。

次に4月4日であります。本年7月17日に開催されます北海道消防操法訓練大会に十勝代表として出場されます屈足消防団の結団式が開催されました。ほぼ毎日、自主訓練に励んでおりますので、各議員からも激励をいただければと思います。

次に5ページにまいりまして、中ほどであります。4月9日であります。トムラウシへき地保育所「こじか園」が、町立として再スタートをしました。町立の設立要件は、5名以上が在園することとしており、今回、5名の人数をクリアするとともに、当分の間も続いていくものと判断し、町立としてスタートさせたものであります。

なお、平成14年度からは、地域で運営してきたところであります。

次に4月13日であります。家畜ふん尿を利用したバイオガスプラントの建設地鎮祭が友夢牧場の敷地内で開催されました。施設能力でありますけれども、成牛換算でおおむね100頭を処理し、300キロワットの発電を予定しているところであります。

次、7ページにいきます。4月24日であります。第84回新得町農業協同組合通常総会が開催されました。平成26年度取扱額が対前年比112.5パーセント増の約144億円と、過去最高との報告がなされました。同時に将来の新得農業のために、研修農場、バイオマスパラント、そば専用調整施設など、総事業費30億円を超える計画も承認されたということであります。

今後の問題でありますけれども、施設整備にあたりましては、国の補助制度の有効活用に加え、町独自の支援についても予定しておりまして、時期を見まして、あらためて議会とも相談をさせていただきたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第4 選任第1号 常任委員の選任

◎菊地康雄議長 日程第4、選任第1号、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、総務厚生常任委員会委員に、

村田 博議員、	湯浅真希議員、
廣山輝男議員、	柴田信昭議員、
吉川幸一議員、	菊地康雄議員、

以上6名。

産業文教常任委員会委員に、

長野 章議員、	湯浅佳春議員、
佐藤幹也議員、	貴戸愛三議員、
若杉政敏議員、	高橋浩一議員、

以上6名。

広報広聴常任委員会委員に、

村田 博議員、	湯浅佳春議員、
佐藤幹也議員、	若杉政敏議員、
湯浅真希議員、	廣山輝男議員、

以上6名を、それぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

発言を求めますので、議長席を副議長と交代します。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時07分)

◎高橋浩一副議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時08分)

◎議長の常任委員辞任について

◎高橋浩一副議長 菊地議長。

◎菊地康雄議長 ただいま、総務厚生常任委員に選任されましたが、議長は職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一常任委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めております。さらに、運用例第71項において、常任委員を辞任することを例とするとしていることから、総務厚生常任委員の辞任の申し出をいたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

◎高橋浩一副議長 ただいま、菊地議長から総務厚生常任委員辞任の発言がありました。お諮りします。

この際、菊地議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 異議なしと認めます。

よって、菊地議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

◎高橋浩一副議長 暫時休憩いたします。(菊地康雄議長 退場)

(宣告 13時12分)

◎高橋浩一副議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時12分)

◎高橋浩一副議長 総務厚生常任委員、菊地議長から議長の職務を遂行する都合上、常任委員の辞任の申し出がありますので、やむを得ないものと認め、許可したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎高橋浩一副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の総務厚生常任委員の辞任については、許可することに決しました。
除斥中の菊地議長の復席を求めます。

◎高橋浩一副議長 暫時休憩いたします。(菊地康雄議長 復席)

(宣告 13時13分)

◎高橋浩一副議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時13分)

◎高橋浩一副議長 12番、議長の発言に関わる審議は終了しましたので、議長席を議長に交代いたします。

◎高橋浩一副議長 暫時休憩いたします。1時15分までといたします。

(宣告 13時13分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時20分)

◎諸般の報告(第2号)

◎菊地康雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手もとにまいりましたので、報告いたします。

総務厚生常任委員会 委員長 柴田信昭議員、
副委員長 村田 博議員、

産業文教常任委員会 委員長 貴戸愛三議員、
副委員長 湯浅佳春議員、

広報広聴常任委員会 委員長 廣山輝男議員、
副委員長 湯浅真希議員、

以上のおおりに互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終了いたします。

◎日程第5 選任第2号 議会運営委員の選任

◎菊地康雄議長 日程第5、選任第2号、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、

柴田信昭議員、 吉川幸一議員、

貴戸愛三議員、 湯浅佳春議員、

高橋浩一副議長、

以上5名を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、議会運営委員に選任することに決しました。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。1時25分までといたします。

(宣告 13時24分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時25分)

◎諸般の報告(第3号)

◎菊地康雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手もとにまいりましたので、報告いたします。

委員長 吉川幸一議員、

副委員長 湯浅佳春議員、

以上のおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終了いたします。

◎日程第6 選挙第3号 西十勝消防組合議会議員選挙

◎菊地康雄議長 日程第6、選挙第3号、西十勝消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

西十勝消防組合議会議員に、

菊地康雄議長、

高橋浩一副議長、

柴田信昭議員、

村田 博議員

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました

菊地康雄議長、

高橋浩一副議長、

柴田信昭議員、

村田 博議員

を西十勝消防組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました

菊地康雄議長、 高橋浩一副議長、
柴田信昭議員、 村田 博議員

が、西十勝消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

◎日程第7 選挙第4号 十勝圏複合事務組合議会議員選挙

◎菊地康雄議長 日程第7、選挙第4号、十勝圏複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名によることに決しました。

十勝圏複合事務組合議会議員に菊地康雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地康雄議員を、十勝圏複合事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました菊地康雄議員が、十勝圏複合事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました菊地康雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

◎日程第8 選挙第5号 十勝環境複合事務組合議会議員選挙

◎菊地康雄議長 日程第8、選挙第5号、十勝環境複合事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方

法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名によることに決しました。

十勝環境複合事務組合議会議員に、菊地康雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地康雄議員を、十勝環境複合事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました菊地康雄議員が、十勝環境複合事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました菊地康雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

◎日程第9 選挙第6号 とかち広域消防事務組合議会議員選挙

◎菊地康雄議長 日程第9、選挙第6号、とかち広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名によることに決しました。

とかち広域消防事務組合議会議員に菊地康雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました菊地康雄議員を、とかち広域消防事務組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました菊地康雄議員が、とちぎ広域消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました菊地康雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

◎日程第10 報告第2号 専決処分の承認について

◎菊地康雄議長 日程第10、報告第2号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 報告第2号、専決処分の承認について、ご説明いたします。

5ページをおめくりください。

下段にある提案理由でございますが、今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部ならびに昨年4月に可決いただいた町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されましたが、同日に条例を公布、施行するため、専決処分により議会に報告し、承認を求めるものです。

まず、条例の体系についてですが、本条例は条立てとなっております、第1条で町税条例の一部改正、第2条は、第1条の条文の改正により必要となる箇所の変更と、昨年4月に可決いただきました町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となっております。

改正内容であります、1点目は附則第16条に関するもので、普通自動車税につきましては、環境負荷の小さい自動車について軽課するといったグリーン化税制が適用されておりますが、軽自動車においても平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた場合に、平成28年度分の軽自動車税について、軽課税率を適用するものです。

税率につきましては、排出ガス、燃費基準により3段階に区分され、軽課後の税率はA欄がおおむね75パーセント軽減、B欄がおおむね50パーセント軽減、C欄がおおむね25パーセント軽減となっております。

車種区分ごとの税率については、三輪の軽課前の新税率3,900円は、軽課後の税率が1,000円、2,000円、3,000円に。

四輪以上で乗用、営業用の軽課前の新税率6,900円は、軽課後の税率が1,800円、3,500円、5,200円に。

乗用、自家用の軽課前の新税率1万800円は、軽課後の税率が2,700円、5,400円、8,100円に。

貨物用、営業用の軽課前の新税率3,800円は、軽課後の税率が1,000円、1,900円、2,900円に。

貨物用、自家用の軽課前の新税率5,000円は、軽課後の税率が1,300円、2,500円、3,800円となります。

2点目は、軽課に関する規定を附則第16条に追加することによる既存の項の繰り下げです。

3点目は、昨年4月に可決いただいた平成27年度から適用するとされている原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車および小型特殊自動車の税率の適用開始が1年延期されるものです。

これにより、平成27年度は26年度と同率となり、28年度から新税率が適用されることとなります。

4点目は、法律の改正に伴う条文の整理です。

5ページに戻っていただきまして、附則につきましては、施行期日、経過措置について、今ご説明いたしました内容の説明となっております。

条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

[渡辺裕之町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから報告第2号を採決いたします。

本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、報告第2号はこれを承認することに決しました。

◎日程第11 報告第3号 専決処分の承認について

◎菊地康雄議長 日程第11、報告第3号、専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 報告第3号、専決処分の承認について、ご説明いたします。

6ページをおめくりください。

下段にある提案理由でございますが、今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されましたが、該当する条例について、同日に施行することおよび町内で設立されました認可地縁団体に対する町民税と固定資産税の減免を規定するため、専決処分により議会に報告し、承認を求めるものです。

改正内容であります。1点目として第31条関係では、法人町民税の均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額に係る改正について、資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額を基準とするものであります。

2点目として第33条関係では、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとするものであります。

3点目として第36条の3の3関係では、法律の項のズレに伴う整備であります。

4点目として第48条、第50条関係では、法人税法改正に伴う条項の整備であります。

5点目として第51条、第71条関係では、認可地縁団体に対する町民税と固定資産税の

減免の規定の追加であります。

6点目として第57条、第59条関係では、法律の条のズレに伴う整備であります。

7点目として附則第7条の3の2関係では、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限について、平成29年12月31日を平成31年6月30日に1年6カ月延長するものであります。

8点目として附則第9条、第9条の2関係では、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄付金税額控除を受けられる特例が創設されたものであります。

9点目として附則第10条の2関係では、関係法律に基づき整備されたサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、固定資産税の3分の2を減額する措置が講じられてきましたが、この措置が平成28年度新築分まで延長されます。

その上で、いわゆる「わがまち特例」として減額する割合をそれぞれの市町村が条例で定めるものです。

旧地方税法では3分の2と定められておりましたが、新しい地方税法では3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で条例で定めるとされたものです。

旧法の割合、新法の参酌すべき割合はいずれも3分の2であり、この割合を本町においても適用しようとするものであります。

10点目として附則第11条、第11条の2、第12条、第13条関係では、土地に対して課する固定資産税の特例、土地の価格の特例、宅地等に対して課する固定資産税の特例、農地に対して課する固定資産税の特例の適用年度について、現行の仕組みを3年間延長しようとするものであります。

11点目として附則第15条の2関係では、特別土地保有税の課税の特例の適用年度について、現行の仕組みを3年間延長しようとするものであります。

5ページに戻っていただきまして、下段にあります附則であります。第1条では、施行期日について定めており、この条例は、平成27年4月1日から施行しますが、第33条第2項および第36条の3の3第4項の改正規定ならびに附則第2条第2項の規定は、平成28年1月1日から施行しようとするものであります。

第2条では、町民税に関する経過措置について定めており、第1項では、個人の町民税について、第2項では、国外転出時課税の創設に伴う個人町民税について、第3項、第4項では、ふるさと納税について、第5項では、法人町民税について規定しております。

第3条では、固定資産税に関する経過措置について定めており、第1項では、新条例に関する部分において、平成27年度以降に適用するものとし、第2項では、サービス付き高齢者向け賃貸住宅について規定しております。

条例本文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認をお願いいたします。

[渡辺裕之町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから報告第3号を採決いたします。
本件はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、報告第3号はこれを承認することに決しました。

◎日程第12 報告第4号 専決処分の報告について

◎菊地康雄議長 日程第12、報告第4号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第4号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時45分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時45分)

◎日程第13 議案第32号 監査委員(議会選出)の選任同意について

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第32号、監査委員の議会選出の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので1番、長野議員の退場を求めます。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。(長野章議員 退場)

(宣告 13時46分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時46分)

◎菊地康雄議長 提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第32号、監査委員(議会選出)の選任同意について、ご提案申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、長野章氏を監査委員(議会選出)に選任いたしたいので、議会のご同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12名であります、議長と長野章議員を除くと10名であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、9番、柴田信昭議員、10番、吉川幸一議員、11番、高橋浩一副議長の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、9番、柴田信昭議員、10番、吉川幸一議員、11番、高橋浩一副議長を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、監査委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、2番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになっております。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 13時49分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時50分)

◎菊地康雄議長 点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

9番、柴田信昭議員、10番、吉川幸一議員、11番、高橋浩一副議長、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	10票、
そのうち有効投票	10票、
無効投票	0票。
有効投票中 賛成	10票、
反対	0票、

以上のおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎菊地康雄議長 除斥中の長野議員の復席を求めます。

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。(長野章議員 復席)

(宣告 13時53分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時53分)

◎日程第14 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

◎菊地康雄議長 日程第14、議案第33号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第33号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員として、1年10カ月にわたり、ご協力をいただきました若杉政敏氏から、一身上の都合により、4月14日付けで辞任の申し出がありました。この間の評価業務に対するご協力に感謝申し上げます。

後任といたしまして、新得町字新得基線85番地、鈴木弘行氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は、昭和35年5月生まれの55歳で、現在有限会社北広牧場専務取締役を務めておられ、識見高く適任でありますので、議会のご同意をお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間となり、平成28年6月10日までとなります。

以上で説明を終わりますが、ご同意くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12名であります、議長を除くと11名であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、1番、長野章議員、2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、1番、長野章議員、2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

1番、長野章議員、2番、村田博議員、3番、湯浅佳春議員、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	11票、
そのうち有効投票	11票、
無効投票	0票。
有効投票中 賛成	11票、
反対	0票、

以上のおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎日程第15 議案第34号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第15、議案第34号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 議案第34号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページ中ほどの提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税額の賦課限度額の見直しおよび低所得者に対する保険税軽減の拡充が図られたため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容であります。1点目は第2条関係で、国民健康保険税の賦課限度額の見直しでございます。

国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および中所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額の限度額を見直すものであります。

基礎課税額の課税限度額は、改正前が51万円ですが、これを1万円増の52万円に改正、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額は、改正前が16万円ですが、これを同じく1万円増の17万円に改正、介護納付金課税額については、14万円を2万円増の16万円に引き上げようとするものです。

参考として記載しておりますが、賦課限度額の合計につきましては、81万円から4万円増の85万円となります。

2点目は第23条に係るもので、低所得者の国民健康保険税を軽減するための、軽減判定所得算定の基準を見直すものでございます。

改正前の5割軽減判定基準につきましては、33万円に被保険者の人数に24万5,000円を乗じて得た金額を加えた額が基準額でしたが、改正後は乗じる金額を26万円に改正するものです。

2人世帯を例といたしますと、改正前は所得額が82万円を下回った場合が5割軽減の対象でしたが、改正によりこれが85万円を下回った場合となります。

次に2割軽減ですが、改正前の判定基準につきましては、33万円に被保険者の人数に45万円を乗じて得た金額を加えた額が基準額でしたが、改正後は乗じる金額を47万円に

改正するものです。

2人世帯を例にしますと、改正前は123万円を下回った場合が2割軽減の対象でしたが、改正後には127万円を下回った場合となります。

1 ページに戻っていただき、附則でございますが、第1条は施行期日として、この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものであります。

第2条は適用区分として、改正後の規定は平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について、適用するものでございます。

第3条は平成25年9月に可決いただいた条例の一部改正として、附則第14項の改正規定で、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限り、平成28年1月1日から施行するものであります。

条例本文の説明については省略させていただき、以上で説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

[渡辺裕之町民課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 賦課限度額値上げのラッシュでございますが、これは新得町にとってみたら、賦課限度額計で4万円増というのは何パーセントぐらいか。また、全体でどのぐらいの値上げに新得町はなっているのか。また、5割軽減、2割軽減の恩恵を受けるかたがたは何パーセントぐらいいるのか、ご説明願いたいと思います。

◎菊地康雄議長 若原町民課長補佐。

◎若原俊隆町民課長補佐 吉川議員にお答えいたします。

賦課限度額の関係でございますけれども、賦課限度額につきましては、国において賦課限度額、それから低所得者等に対する軽減について、税負担の公平性、それから保険給付等の増に伴って積算を国でしておりまして、その積算に伴いまして、町も倣って規定をしようとするものでございます。

影響といたしましては、2割軽減が45万円から47万円ということになりますと、この世帯については、128世帯ほどございます。

それから、5割軽減に係る世帯については160世帯と、これは3月末の時点の数字でございまして、積算をさせていただいておりまして、合計で288世帯。

それから、軽減に伴いまして影響する金額ということでございますけれども、30万3,000円ということでございます。

全体の世帯数につきましては、3月末で1,744世帯になってございます。そのうちの288世帯に計算が導入されるということになります。

4万円増の限度額の引き上げに伴いまして、国保の関係で23名、それから介護のほうにつきましては2名、後期のほうが18名ということで43世帯、影響で45万円ほどという試算でございます。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第34号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

◎菊地康雄議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成27年臨時第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 14時09分)
